

園芸作物等どんどん拡大支援事業補助金

1. 産地化を見据えた支援

◆支援対象品目

- ・出荷・販売を目的に新規、または規模を拡大して作付する
①ブロッコリー ②ネギ ③タマネギ ④キュウリの種苗費



◆支援内容及び補助率

- ・種及び苗購入の支援 **全額補助** (新規作付・拡大のための種苗の購入費用)
- ・緑肥の種子代の支援 **3,000円/10a** (補助上限額)
- ・収入保険掛金の支援 **保険料部分の2/3以内**
(3年目以降2年間1/3以内。最大4年間)

※「収入保険掛金に係る支援」は支援対象品目（ブロッコリー、ネギ、タマネギ、キュウリ）を新たに作付け、または規模を拡大することが必要です。

2. 園芸作物等の生産拡大のための支援

◆支援対象品目

- (1)出荷・販売を目的に、新規、または規模を拡大して作付（改植）する
野菜（ブロッコリー、ネギ、タマネギ、キュウリを除く）・**花き**・**果樹**の種苗費

◆支援内容及び補助率

- ・種購入の支援 補助率：**2/3以内**
- ・苗購入の支援 補助率：**1/2以内**
- ・果樹の改植の支援 **40,000円/10a**



3. ハウス整備への支援

◆支援内容

- 出荷・販売を目的に行う施設園芸に必要なハウスの整備
(新規設置、規模拡大、更新、修繕、ビニールの張替 等)
- ※当該事業年度で1事業主体1棟に限る。

◆補助率

- 整備費用の**1/3以内**
(上限**300,000円**)



※補助申請をご検討の方は、必ず裏面をご確認ください。

◎補助金申請の流れ

1. 申請書類の提出（種苗注文・ハウス工事開始前）

○必要書類

- ・補助金交付申請書
- ・令和7年度事業実施計画書
- ・種苗、ハウスの見積書、注文書の写し
（補助金申請前の事業開始は認められませんので、請求書、領収書は不可）
- ・補助金振込を希望する口座通帳の写し

2. 市より申請者へ補助金交付決定の通知

（補助金交付決定後、種苗の注文や、ハウス工事開始が可能です）

3. 実績報告書類の提出（種苗納品、ハウス工事完了後）

○必要書類

- ・実績報告書
- ・納品書、請求書、領収書の写し
- ・事業完了がわかる写真（定植後のほ場写真や、完成後のハウス写真等）

4. 実績報告書類確認後、補助金交付の確定、支払い

※各種申請用紙につきましては、南相馬市HPならびに、小高区役所2F農政課窓口にて配布しております。

◎補助対象期間

- ・本補助金については、令和7年4月1日から令和8年3月末までの間に、事業の完了※が確認できるものが対象となります。

※種苗費への支援の場合：本年度内に発注、納品、支払いが完了するもの

※ハウス整備への支援の場合：本年度内に発注、竣工、支払いが完了するもの

◎補助申請にあたっての注意点

- ・予算に限りがございますので、多数の申請希望がある場合につきましては、補助金額、補助率の調整を行いますので、予めご了承ください。

令和7年度 第1回事前相談受付期間
令和7年5月21日（水）～令和7年6月30日（月）

○問い合わせ先

南相馬市農林水産部 農政課振興係
（南相馬市小高区本町二丁目78番地）

TEL：0244-44-6807
FAX：0244-44-6047

